

意見書案第 5 号

北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を求
める意見書

川崎市議会では、昨年 6 月、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議を全会一致で可決するとともに、議長がスイスの国際連合人権高等弁務官事務所ではフラビア・パンシェーリ副高等弁務官と面会し、この決議文を直接手渡した上で拉致問題解決に向けた協力を要請したところである。

また、本市には拉致被害者の横田めぐみさんの御両親が在住であり、拉致被害者等の親世代の高齢化が進んでいる中、長年にわたる苦しみや御負担を考えると、一刻も早い再会が待ち望まれる。

一方、国においては、昨年 5 月にスウェーデンで開催された日朝政府間協議において、合意に至った拉致被害者を含む全ての日本人の再調査について、7 月に北朝鮮が特別調査委員会を設置したことで、日本が独自に制裁を科した人的往来の規制等を一部解除し、解決に向けた第一歩と期待できるものとなった。

しかしながら、北朝鮮は、過去にも合意した調査をほごにしたことがあったように、今回についても、再調査の最初の報告を夏の終わりから秋の初めを目指すとしていたが、初期段階だと先送りにしており、その後の進展についても依然めどが立っていない状況である。

よって、国におかれては、北朝鮮に対して、具体的な進展がみられない日本人拉致問題について、誠意ある調査の遂行と早急な調査結果の報告を求めるとともに拉致被害者も家族も皆が元気な間に日本で会うことができるように、拉致被害者全員の即時帰国を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣